

部落差別

特別寄稿

小森龍邦 / 著

「部落差別」とは何か

ここでいう部落とは、日本語で一般的に使われている集落という意味とは別に、社会的、歴史的な意味を持った言葉である。不思議なことに、この部落なる言葉は、同じ文字と同じ発音をもって使われていても、その言葉の使われる論理、文脈において、社会的、歴史的に差別されているものを指していることが相手に通ずるといえるものである。

社会的にというのは、単なる赤色とか青色というような色わけ、区別などを意味するのではなく、出身地がどこか、どこの家に生まれたか、などによって、社会的な上下の評価を受けて、差別の処遇を受けるということである。

この出身地がどこか、誰を父母として、どの家に生まれたかということで部落出身者だとの烙印を押され、生涯をあれこれ苦しまなければならないという社会的立場のことだと 思ってもらえればよい。

このような社会的立場というものは、つい十年や二十年でできあがったのではなく、遠くはわが国の中世の歴史にさかのぼって分析しなければならないほどの歴史性をもっている。あまり、詳しく述べることも紙幅の関係でできないから、ここでは、徳川封建幕府の時代から、法制的にも、社会の習慣の中にも浸透し、定着してきた「士、農、工、商、穢多、非人」という六階制の身分制度によるものと理解しておくべきである。

つまり、ときの支配階級が「上見て暮らすな、下見て暮らせ」という意識や観念を、農民を中心とする被支配階級に植えつけるために、身分差別の制度を分裂支配政策として導入したということだ。

これで、社会的、歴史的と言われる意味がわかってもらえたと思う。そこで、徳川封建制度の時代とは違って、いまは、近代的な市民社会である。憲法十三条「すべて国民は、個人として尊重される」としており、しかも、続く第十四条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」となっている。

これは単に憲法に書いてあるからというわけではない。近代市民社会の原理で

あり、人類普遍の原理でもある。1969年の同和対策審議会答申（以下「同対審」答申）は、この問題の解決をはかることは、「国の責務」であり「国民的課題」であるとも言っている。

後に詳しく述べることにするが、この部落差別を解決するということは、日本社会の前近代的な不合理を解決するための基盤と取り組むことであり、さきに憲法の条文を引用したが、「人種、信条、性別」など、単に「社会的身分又は門地」といった封建社会からの「出自」にかかわる問題にとどまらないと考えねばならない。

つい先年のことであるが、広島県の被差別 部落出身のある女子高校生が教員（中学校時代の副担任）から、差別を受け、苦しみ抜いた結果、自殺をしたという事件もあった。今日もなお、このような忌まわしい事件は後を絶たない。

政府は、1969年から同和対策事業特別措置法という法律を制定し、その後、再三にわたり法延長をしたり、新しい別な法律を作ったりして、この問題と取り組んできたが、最近になって、「法の打切り」を計画している。

しかし、政府が取り組んできた地区以外におおよそ、わが国には約一千カ所の部落が存在している。われわれは、それらの部落のことを政府が何もしていないということで、事業未実施地区と言っている。

部落に対する差別は、日本の国にあるあらゆる差別と深くかかわっており、日本国民、日本民族として、どこもかわったところのないものを、外見上の特徴をもって差別するのでなく、陰湿な知能犯的な巧妙な意識や観念を媒介しながらおこなっているところに、その特徴がある。こんなことを考えると、あらゆる差別の基底をなすところに、この部落差別が位置付けられ、これが利用されていることに思いをめぐらさなければならない。

そんな意味からも、断じて許せない社会的矛盾であり、不合理であるとしなければならない。そんな意味で「国の責務」であり「国民的課題」だということをかみしめて味わう必要がある。

基本的人権という視点から

さきにも述べたように、日本国憲法はその第十三条において、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とされている。

つまり、基本的人権というのは、近代市民社会に住む一人ひとりの市民、国民に、国家権力をもってしても、これを侵し、制限することはできないものとされている。

ここに基本的人権と呼ばれるゆえんがあるわけで、多数決でもって、これを変更することは許されないものである。

部落解放運動が、これまで言ってきたものとして、「結婚の自由」「居住移転の自由」「教育の機会均等」「就職の機会均等」「職業選択の自由」などがある。封建社会にあつては、これらの権利は、その当時の身分と結びついて、いわゆる「身分相応」にしか認められていなかった。

1871年（明治四年）の『解放令』に「穢多、非人の称を廃せられ候。自今は身分、職業とも平民と同様たるべき事」という文章があるが、「身分」と「職業」が、相応の関係で、封建社会の仕組みでは制限されていたことを物語っている。

われわれは、さきに列挙したような「結婚の自由」などの権利のことを市民的権利と呼んでいる。

基本的人権には、おおよそ、この市民的権利という概念を中心に据えながらも、他に、請求権的基本権と、さらに、社会的基本権という三つの基本権の総称とされている。

ちなみに、市民的権利のことを、学者は、自由権的基本権と言って、さきに述べた請求権的基本権と社会的基本権と、同じパターンによる呼称で肩を並べて扱う場合もある。

請求権的基本権というのは、権力の行使について、異議をとなえたり、個別の要求を提出したり、つまり権力に対して、様々な権利の請求をする場合のことを指す。わが国の憲法に例をとって言うなら、憲法第十六条に「何人も、損害の救

済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けない」としているところに、その精神を読み取ることができる。具体的には首長や議員に対するリコールの権利とか、条例制定のための直接請求であるとか、財政運営上の違法、不当性を改めさせるための監査請求とがそれである。

社会権的基本権というのは、フランス革命のような封建支配層の権力を打倒し、「人は生れながらにして、自由であり平等である」としたことなどをさす。しかし、社会の不合理、不平等を是正したものの、その後の社会が、やはり弱肉強食の自由競争経済であるために、そこには「富の蓄積と貧困の増大」という社会的状況が生まれてくる。この現象には、本人の力量とか、勤勉さとかを超えた社会的な影響を受けることがあり、貧乏は必ずしも、その人の責めに負わすべきものではないと認識されるようになる。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第二十五条の規定はこのようなところから出てくる。

いま、盛んに規制緩和が論じられているが、強いものを制限し、社会的弱者に有利な社会的条件を作り出そうとする考えから、そもそも、この規制なるものは出現したはずのものである。

しかし、現実には、この規制をもって、さらに弱肉強食の政策が進められるという逆の状況展開もおこなわれてきた。

「この憲法が国民に保障する基本的人権は国民不断の努力によって、これを保持しなければならない」とされている第十二条の規定も、あらためてかみしめてみる必要がある。

さて少しばかり遠まわりをしたが、市民的権利、つまり自由権的基本権のことについて若干の説明を加えておこう。

市民的権利、それは、さきにも述べたように、「結婚の自由」「居住移転の自由」「教育の機会均等」「就職の機会均等」などの、いわば封建支配権力の束縛から解放されようとするものである。そこに、近代市民社会の原理を貫こうとする気迫があるし、同時にまた、封建社会の経済活動のように、幕藩体制の権力的しっこく(制限)を受けるのではなく、自由な競争社会に入りたいとする願望のようなものである。

そこにまた市民的権利が、自由権的基本権と呼ばれるゆえんもあるわけである。

このように考えてくると、部落解放運動が求めている人間の解放とか、人間の自由というものは、近代市民社会 = 市場原理の自由社会においては、まず、封建社会の支配権力が、被差別身分(穢多、非人などの賤民層)なるものを根拠として、制限し、差別してきたことからの脱却を意味するものである。

基本的人権に、自由権的基本権と請求権的基本権と社会権的基本権と、三つの

パターンあることを述べてきたが、それらの権利のうち、近代市民社会にとっては、極めて原初的な権利、つまり市民的権利 = 自由権的基本権の保障を部落解放運動は要求しているのである。

ただ、社会権的基本権との立場でも言えることであるが、社会の変化に伴って、これらの権力の概念が次第に変化し、その内容がふくらんでいく。例えば、生産力が強大になっていって環境破壊が著しい状況となれば、社会権は生存権でもあるわけだから、生きるための環境確保という意味で、環境権という概念がこれに加わるといった具合である。

市民的権利とは言っても、封建社会を打倒したときのままの原初的な形態にとどまることはありえない。

次第に社会権的基本権との結合によって、社会の進展状況、変化に応じて、部落解放運動は、市民的権利の原初形態の純粹性、純真性を守りつつ、次第に複雑な社会の動向に対応するものとなっていくのは当然のことである。

純粹性はわかるとしても、純真性とは何かということに疑問を抱かれるであろう。ここで言いたいことは、「人間の自由」とか、「人びとの平等」とかの問題は、いまや、党派的な課題ではなく、近代市民社会におけるすべての市民の追求すべき普遍の原理であるということだ。そこに党派的な思惑を入れることなく、純粹に取り組むべきことは勿論であるが、心のおきどころとして、他に添加物をつけることなく、純真無垢に取り組むべきだということである。

宗教家には、それぞれの宗祖なり、教祖が求めてやまなかった人間の「内省」(自省)の観点から、共に手をとりあうことができるし、経済界は、本当に、世の中を自由社会としての経済原則で行きたいと思うなら、われわれの市民的権利獲得の闘いと、その面では一致するということである。

労働界に向けては、言うまでもなく、部落差別のような分裂支配がはびこっていくとき社会権的基本権の中核をなす労働基本権も、次第に蝕まれていくということにおいて利害は共通するということである。

これらの諸点については後に述べることになると思うが、政治的手練手管をつかうことなく、純真な気持ちで取り組む姿勢があつてこそ、多くの人びとの共鳴と共感を誘うことになる。純粹性は「不完全にしか認められていない近代市民社会の原理たる市民的権利の要求」であるということだし、純真性とは、己れ自らの心を党派的なセクト主義のために揺れ動く境地からの脱却である。

勿論、現実社会に住む、一人ひとりの人間が、全く党派的ということから無縁ということにはなからう。そこにおいて、部落解放運動に献身する際、もしくは、これと共同作業をする際に夾雑物たるセクト性を排するということを意味するのである。

一番軽薄なのは、セクト主義を持ち込む以前に、部落解放運動が今日、混迷す

る政府にあって、各党派が右往左往している間際を縫って、これを利用しようとすることである。

これでは、少し落ち着きを取り戻したとき、それぞれの政治勢力から信頼を失うことになり、人類普遍の原理たる市民的権利獲得の闘いの尊厳性にも傷をつけることになってしまう。

部落差別の撤廃ということは、今日社会のそれぞれの立場の利害関係が深くまっつわりついているものであることは、否定することはできないが、歴史の発展段階、つまり、フランスの市民革命とか、欧米各国の近代市民社会への歴史的動きを経験し、ベルリンの壁の崩壊や、ソ連邦の解消など、二十世紀末の世界史的動きを勘案するとき、どこまでも、人類普遍の原理として位置付けた取り組みが必要である。この純粹性というものが、高度に発達した人類の脳細胞を刺激せずにはおかないとの心意気のことを、あえて純真性という言葉で表現したいのである。

歴史は必ずしも単調に進むとは限らない。

今日のように、マイノリティーの願うところを踏みにじるような小選挙区比例代表並立制に向かって動くという時期(1994年12月現在 / 編者注)も現実にはあることだ。しかし、そのときにこそ、純真な気持ちでこの選挙制度なり、その根っこのところにある経済構造の矛盾を分析し、相手方に知らせ、説得しなければならぬのである。

こんなとき、一面では差別を助長するような論調を展開している政治勢力に、部落差別の問題を、それらとの関係を見失い、ミクロに孤立させながら、各政治勢力のご機嫌を考慮したやり方は、知恵があるようで、実は、自らを亡ぼす方策でしかないということも、重要な問題として考えておかねばならない。

被差別部落の起源と歴史

被差別部落の起源と歴史は、そう簡単に説明のつくようなものではない。特に、その起源については、これからの歴史家が研究を積み重ねなければならないところである。

「同対審」答申によれば、日本の社会が発展していくプロセスの中で、一定時期に、この被差別部落は発生し、また一定の時期に消滅していくものという意味のことを書いている。

それは、いかにも自然発生的、自然消滅的なことのように述べられていると受け止めるむきもあるが、これを「国の責務」「国民的課題」と位置付けていることを考えあわせると、ときの支配権力の政策的意図をもって人為的に作り出されたものであり、また、その責任を今日的段階で追求されることとなり、行政的に、これを解決しなければならないものと位置付けているということなのである。

日本社会の発展過程を見れば、後漢書の『魏志倭人伝』によれば、「大人」と「下戸」という言葉が出ている。その「下戸」なるものが、賤民身分のものであろう。日本側の権力者が中国側に貢物として贈っているという記述もある。つまり「下戸」は人間としての処遇を受けず、物品同様の扱いを受けていたことが知られる。

時代が下って、大化改新の頃になって「口分田」との関係で、一般民衆は「良民」と「賤民」という区分をもって、「良と賤との間にできた子供は賤につける」という「出自」による身分差別の法制が現われてくる。

勿論、その後の歴史の中であって、その時代なりの賤民制度というものは続いている。中世にあっては、能にみられる文化、庭園美を作り出した文化など、多くは賤民の負うところであった。

ただ時代の変遷とともに、社会の仕組みとしての賤民は、手を変え、品を変えて、継続しつつも、果たして、血統として、古代の賤民が中世の賤民なのか、中世の賤民が近世の賤民なのかというと、必ずしも、そうではなかった。特に、「下剋上」と言われた戦国時代の動乱の時期においては、賤民出身のものが頭をもたげ、後に一国一城の主になったという人もある。例えば、中世社会にあっては

「油売り」などという職業は、賤民身分のものが携わっていた。後に封建領主となった斎藤道三などという人は、その「油売り」の出身である。

従って、中世から近世にかけて、特に著しい現象であったと思われるが、部落差別は血統によってのみ考えられる筋のものではない。

ようやく近世封建社会が崩れかけんとするとき、私の家の歴史を見ただけでも、そのことは言えるのである。私にとって父方の先祖は、備中高梁藩の家臣であったという。ある年の正月の三が日の間に、城中において、刃傷の沙汰をおこし、同輩の武士がそのために数日後、出血多量で死亡したという。藩主は、私の先祖を「切腹」させたということにして、藩から追放したようである。備中の隣国は備後の国、その古くから著名な土地柄として知られていた府中の部落へ、家族もろとも入って来たというのである。

私の曾祖父にあたる忠助という人は、明治の中期頃まで生きていたが、人を見れば「下がれ、下がれ」と言っていたという。

ついにこの人は「下がれの忠助」と部落内ではあだ名されるようになった。部落の古老から、私はしばしばこの話を幼少の頃聞かされたものである。

「上見て暮らすな、下見て暮らせ」という人びとの意識や観念を必要とする社会的状況にあっては、多様な形で、部落の人口の社会増を計っていった痕跡を見るような思いで、幼少の頃の耳底に残っている物語を思い起こすというわけである。

私の祖母方の先祖もまた、面白い変転を見せている。祖母の母というから、私にとってはひい婆さんである。安政四年生まれと法名には書かれている。十六歳のとき、私のひい爺さんが県北の行商先から、駈落同然の形で、連れて帰ったという。この人は十六歳から、八十二歳で亡くなるまで、身分の違う家に身を寄せて、部落のものと一緒にになったということをついに県北の実家に一度も里帰りをする事なく生涯を終えている。

私は幼少の頃、この婆さんのことを、祖母にくらべて身体が小さく、背中も曲がっていたので「こまい(小さい)婆さん」と呼んでいたことを覚えている。

後になってわかったことであるが、この婆さんの出身地の戸籍からは、全くわからないように、処置されて、はじめから小森姓を名乗る人物として扱われていた。

この人の兄弟の一人は、奈良の東大寺の高僧になっているとの風聞があった。またもう一人の弟は、同じ県北のある町の助役を務めたことがあるとも言われている。戸籍の問題などは、この弟の専門的知識によって、完全に公簿上の縁切り状態が画策されたのではないかと思われる。

少しばかりこだわるようであるが、私には父方の叔母が二人いた。いずれも京阪神の方で暮らしていた若い頃のある日、この二人の叔母は東大寺を訪れ、自分

たちにとって祖母の弟たる僧侶をたずねたことがある。

応対に出てきた人は、丁寧に、「広島県北から来られた人がいたことは事実だが、その人は、つい先年お亡くなりになりました」と応えたという。

私の叔母の二人は口を揃えて、そこで応対した僧侶こそ、自分たちにとっての祖母の顔立ちにそっくりであったと、私が中学生の頃であったか、語ってくれたことがある。

「事実は小説より奇なり」というが、私の身の歴史をつい百年か、八十年か遡っただけでも、こんな話があるぐらいだ。部落差別を単純に血統によるものと考えているものがあるとしたら、それは、日本の歴史の複雑な動きを知らないものの浅はかな知恵と言わねばなるまい。

広島県の備後に老いたる郷土史家S氏という人がいた。この人が盛んに、中世の城跡と被差別部落の位置との相関性を研究していた。それはこの人の思いとして、被差別部落を差別するのはおかしい、少し歴史を遡れば、武士階級であったと証明しようとしたのである。

今日における部落解放運動は、このような歴史をS氏のように証明して、人びとの偏見を正そうとしているのではない。

日本歴史の一定の発展過程において、さまざまな偶然的出会いによって、差別される身分に位置付けられ、その差別ゆえに経済的、文化的に低位な生活を余儀なくされている、その差別の事実こそ問題だとしているのである。

水平社の創立と歴史

1871年（明治4）8月28日、太政官布告をもって「解放令」なるものが出された。先にも述べたところであるが、その文面はこうである。「穢多、非人の称は廃せられ候、自今は身分職業とも平民と同様たるべきこと」というもの。

私の父方の祖父は日露戦争にかりだされている。今もわが家には、この時の「従軍記章」が伝わっている。彼は戦争から帰ってきて、それから一人前に周囲のものが扱ってくれるという期待を持っていた。ところが依然として、街の祭に際して、青年団での差別待遇は変わらなかった。祭の行事で御輿をかつぐところには参加させないというのである。

辛抱しきれず、祖父は街の青年団を相手に大喧嘩をしたという。このときの武勇伝は大きな棒切れを振り回し、相手を側によせつけず、皆その気迫に恐れをなして、逃げ去ったというものであった。

祖父の日露戦争の従軍記章を仏壇の引き出しの中から出して、九十数年も前の、この人の恨みにも似た気持ちをいま、私は間接的に想像し、私なりに味わっている。

「明治」の末年における状況が、このようなものであっただけではない。太平洋戦争が終わって間もない頃のことであった。部落の中にも復員兵は多くいた。村祭の時期がやってきて、やはり、御輿をかつぐかつがぬで争いがおきた。

人間の尊さを踏みにじられたとき、部落の青年は怒り心頭に達した。血気盛んなある青年が刃渡りのそんなに長くないナイフを出して、青年団の指導者の一人を刺した。傷害罪で裁判沙汰となった。このときの判決は当然のことながら有罪であったが、その刑は軽微なものであった。裁判長は、「ナイフで傷を負わされたものは痛かったであろうが、村の祭から疎外され、侮辱されたものの心の痛みは、それどころではなかったであろう」と判決理由書の中で述べたという。

1940年代後半になっても、このような事件が、全国のあちこちで発生するぐらいであったから、部落に対する世間の差別的偏見がどれだけ激しいものであったかが想像されるであろう。

「明治」という時代は終わり、「大正」という時代に入っても、いっこうに、人

びとの差別観念はやわらごうとしなかった。

1922年(大正11年)3月3日、ついに「人間の尊さ」を闘いとろうと、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と、部落の若者たちを中心に、京都・岡崎公会堂における全国水平社の結成ということになる。

1917年(大正7年)のロシア革命、1918年(大正8年)の米騒動に、虐げられていた部落の青年たちが刺激されたことは事実であろう。ともかくも、歴史の必然は、心ある部落の青年たちの心を揺り動かしたわけである。

「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」という文章は、「特殊部落」なる言葉を自虐的に使っているところに、この運動と取り組もうとする青年たちの腹の座りようを想像できる。

この頃、「特殊部落」という言葉を差別語ではないと言いほるものがある。そのとき水平社宣言に使われているのではないかと、まことに皮相的なことを言う。

しかし、これは「特殊部落民」と言って差別されている部落の仲間よ、団結して闘おうと言っているのであり、その自虐的精神を解することができないほど、このような言動に走る人たちの理性も感性も枯渇しているのかとあわれにさえ思うところだ。

綱領の中でも、「吾々特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」とあることも、さきと同様の差別されるものの絶叫にも似た土性骨の座った姿勢を漂わすものであった。

「特殊部落」なる言葉が差別語であり、賤称語であることは、水平社創立準備委員の間では、当然のことながら承知してのことである。

決議の中に、「吾々に対して 多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す」としていることから明白である。

水平社宣言の圧巻は、何と云っても、「吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦(きょうだ/編)なる行為によって、祖先を辱め、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間をいたわることが何であるかをよく知っている吾々は、心から人生の熱と光を願求するものである。水平社は、かくして生まれた。人の世に熱あれ。人間に光あれ」という宣言最後のあたりのこの文章である。

「人の世の冷たさ」を承知した上で、「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」と呼びかけたその自虐的精神こそ、人間解放への不退転の強固な意志力を表示するものである。

全国水平社の闘いの特長は、何と云っても差別糾弾闘争にあった。それまで、個々ばらばらの状況で、差別され放題にやられていたものが、団結力のすばらしさを知って、差別者の非を追及するということであった。

世の中は、天皇制権力の強大な支配のおこなわれている社会であった。しかし、

一面では、形だけでも、近代市民社会としての装いをこらさなければならない状況にまで、歴史は歩み続けていた。大正デモクラシーという言葉が示すように、社会的雰囲気の中にも差別すれば追及されるということも、ありうることだとするものが芽生えはじめた時期ということができる。

水平社は戦後、部落解放委員会として、再出発することになった。1951年(昭26)の「京都オールロマンス事件」は、水平社時代の糾弾闘争に、差別行政を理論的に踏まえて、その神髓を衝くところまで、運動を深化させ発展させることとなった。

「オールロマンス事件」というのは、京都市役所の保健所職員が、京都市内のある被差別部落を小説のテーマにとりあげ、様々な部落の低位性をあばきたてるというものであった。

当然のことながら、ときの部落解放全国委員会京都府連合会の取り組むところとなり、差別は単なる観念の問題として取り上げるのではなく、部落の差別と実態が、この小説の中であばきだされているとの認識に立ち、しかも、かかる実態は、京都市政が差別のままに放置していたという行政のあり方を追及しなければならないというところに到達した。

当時の京都市長は高山義三という社会党の推した人であった。ここに至って、今日の同和行政の原型とも言うべき取り組みが、京都市において始まったというわけである。

いわゆる「京都オールロマンス事件」を契機として、全国各地に、差別行政糾弾闘争なるものが拡がって行くことになる。差別行政糾弾闘争は、その後、これを略して行政闘争と呼ばれるようになった。

「同対審」答申の前後、りょう原の火の如く行政闘争が拡がって行った。1955年に部落解放全国委員会は部落解放同盟と大衆団体らしい名称に変更するに及んだが、これらの闘いが、「同対審」答申の中身に大きく影響したことは事実である。そして、その答申がさらに運動に勇気と自信を与え、部落解放運動は、全国的に大きく根を張って行くことになる。

部落差別の存在とその構造

部落差別が存在しているということの社会的意味はいったいどういうことを社会の構造の中にもたらしめているのか。それはすでに少しばかり述べてきたところだが、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」の人びとの意識をつくり出すところにある。

人間は他の動物と違って、高度に発達した頭脳をもっている。そのために、人間社会を律していこうとする場合、支配階級は、人びとの意識のありようを十分に考慮に入れることになる。ある一定の被差別部落民を生活、文化などの各般における実態において、一般世間よりも、一段と低い水準に押しとどめ、これを差別させ、人びとに優越感を持たせ、自己満足に浸していく。

そうすれば、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」と、人びとは、支配者に反抗することなく、日々の生活に甘んじて行くことになる。このような人間像を作り出すことによって、支配者の立場を、その時代、時代において強固なものにするというのがねらいであった。このように分析してみると、被差別部落民の低位な生活水準は、それ自体が支配の目的ではなくて、他の多くの人びとの、言わば、見せしめのようなものであったことに気付かなければならない。

かかる差別の構造は、差別事象、現象の一部分を近代市民社会のありように沿って、取り除いたとしても、他の事象、現象で補うことができれば、支配階級は一向に痛痒を感じないという性格のものである。

いま、日本政府が、四千六百三カ所の同和地区指定以外に、約一千カ所の被差別部落が存在していることを承知の上で、これに対する具体的対策を講じようとしないのは、やはり、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」式の分裂支配政策を必要としているからである。

誰が考えてみても、同種の社会問題の八割を対象とする政策をとって、あとの二割のところを放置するというのは、不合理なことであり、理不尽そのものである。二割を放置するところに、政府の本音のようなものがあることに気付かなければならない。

いま、部落解放運動の中にも、一部、解決を見ているハードな事情のことを強

調して、「事業見直し」を唱えているものもある。

「部落解放基本法」制定要求に反発する勢力が、基本法を「永久法」だと批判するものが出て、それへの対応として、目的を達した制度、政策からの廃止すればよいとの姿勢を示すために言っているのだろう。だが、「見直し」が可能な地区はほんの一部のことであり、こんなことを言えば、権力の餌食になってしまうことを忘れてはならない。

事業の「見直し」論よりも、部落差別の実態が、支配者の利益のために有効に作用しているかどうかの問題であり、そこにこそ、われわれが警戒しなければならない分裂政策にのせられる根拠が存在しているということである。

つまり、ここでも差別の効用は確実に、しかも具体的に作動しているを見なければならぬのである。

広島県は部落解放運動の組織率は比較的高い。しかし、山口県とか島根県においては、組織だった運動があまり展開されておらず、国や地方自治体の同和行政が希薄であれば、そこに、日本という国の社会全体に「差別意識、観念」が再生産される土壌が存在することになる。この地域において醸成された差別観念は、「悪事千里を走る」のたとえのように、またたく間に広い地域に伝播してしまう。被差別部落民の苦痛は絶えないし、分裂支配政策に依存している支配階級はそれなりに、差別の仕組みによる効果を上げていることになる。

中国地方のある部落の出来事である。いまだに、葬式のときのつきあいがおこなわれていないところがある。「死講立会」とこの地方では呼んでいるが、隣近所のものが、相手が部落であることを理由に、葬式のときの手伝いをおこなわないままの習慣が続いているのである。

死者を葬るというのに、万事、家族のものが、用意万端を整えなければならぬ状況が、いまもなお、現実に存在しているのである。

広島県のある部落のことだが、部落解放運動の組織的立上りがあるまでは、周辺の人たちに、差別され、侮られ、葬式のときに疎外されていた。同和行政による啓発によって、次第に改められることとなったが、部落のものと一緒に食事をすることを嫌い、生活改善の名のもとに、煮炊きをする料理をやめて、葬式の「仕上げ」をパンと牛乳で済ませようと提唱したところもあったほどである。

その地域における子どもたちの交際もまた、おとなの世界を反映していた。年に一度の「亥子(いのこ)の宵に祝わん衆は、鬼はめ蛇め・・・」と子どもたちが口々に叫んで、各戸をまわる伝統的行事にも、部落の子どもたちは参加していなかった。

「同対審」答申が出された以後においてもなお、このような状況は続いていた。このことを思うと、「部落民自身の行動によって絶対の解放を期す(水平社綱領)との精神は、重要であった。なぜなら、このようなことは、やはり自主的な部落

解放運動の力によって、行政や民主団体などの助力もあって、解決をみるようになったからである。

1932年(昭和7年)の高松差別裁判と言えば、すでに六十年も前の話である。部落の青年と一般地区の女性との結婚が「身分をかくして結婚したもの」と「特殊部落民デアリナガラ自己ノ身分ヲ秘シ」と誘拐罪で起訴されるようなこともあった。

1954年(昭和29年)の福山結婚差別裁判事件についても、触れておかねばならない。夫が部落出身者であるとの理由で、すでに同棲生活に入っていた女性を連れ戻そうとして、その女性の親たちが、この一組みの夫婦の中を裂いたのみか、「不法監禁、営利誘拐」などで告訴し、刑事裁判に持ち込んだという事件である。起訴状には、実に露骨な差別的記述があり、当然のことながら、差別裁判糾弾闘争の展開されるどころとなった事件である。

「被告人方が俗にA部落と世人より蔑称せられ、一般社会との交際疎遠である所謂特殊部落内の一家であるとの観念のもとに、尋常の手段方法では到底同女との結婚は至難であると思念し・・・誘拐し・・・監禁した」と記してあった。

結婚差別事件は、その後もあとを絶たない。

1971年には住吉結婚差別事件なるものがおきた。「徳島県のK・Aさんは68年以来、大阪市の勤務先で知りあった郵便局員と交際していたが、男性の母親(小学校教諭)をはじめ家族から、血筋が悪いなどの理由で結婚を反対され、男性と同居していた大阪市住吉区内のアパートで遺書を残して自殺した(『部落問題辞典』)

「長野県小諸市のH子さんは、佐久市のAと1985年初めから結婚を前提に交際していた。妊娠したH子さんにAと両親は早く結婚して出産するよう頼んでおきながら、H子さんが部落出身と知ると『部落の血は(家族に)入れたくない』と一転して婚約破棄」(『人間の尊厳』部落解放出版社編)

このような事例を報告していると枚挙にいとまがない。

1992年の秋、広島県においても、女子高校生A子さんが自殺している。中学時代の教員と深い関係になり、将来は結婚をとの思いがあった。

しかし、二人の間で話が具体化するにつれて、部落出身者であることが障害となりはじめ、先方の両親の強い反対にあい、その上相手の教員も、家族の差別観念による反対を肯定するような言動をとるに至った。

純真な女子高校生A子さんは、ついに世をはかなんで、自殺の道を選んだ。部落解放同盟中央本部は全国的に、この事件の重大性を訴えて、オルグ活動に取り組んだ。現地の広島県連は、本人とその両親、そして、広島市及び両親の居住地、広島県高田郡美土里町、そして、それらの地方自治体を包む広島県の徹底的糾弾をおこなった。

しかし、残念ながら、本人が教員であったということの関係で、「全教」なる教職員組合が、これを擁護し、いまだに反省の実をあげていない。

落書き、投書等によるいやがらせ

前記、ある高校生自殺事件については、さらに続いて悪質な落書き事件が発生した。差別者の教員の両親の住む広島県山県郡美土里町が教育集会所の壁に、「エタノガクエン 住民ガクシュウ ワレ々町民にめいわク」「エタノタメニナデ町民ガシラナケバイケナイのガ バカ」など、さらに自殺事件を当然視する落書きが、人目につかない深夜の時間帯を利用して書かれた。

同じ日の深夜、その地点から四十キロ程、離れた県北のある市でも、差別落書きがあり、翌朝、発見されたというわけである。

同和教育の取り組みに、相当の心をもっていなければ、単なるいたずらでは、これだけのことはできない。日本社会の「荒れ」の現象が、次第にドイツなどのヨーロッパで見られるネオナチズム的なものに近づいていることに注意を払わざるをえない。

日本における身分差別なる被差別部落民に対するこのような仕打ちは、その現象において、ドイツのネオ・ナチズムが、トルコ人女性を三人も殺害した事件の凶暴性に近づこうとしていることと、その思想のありようにおいて共通性を見落としてはならない。

「部落民を皆殺しにせよ」などの落書き、投書の事件が頻発している事実が、先の自殺事件への追い打ちとあわせて、それを物語っているとしなければならない。

一般的に無記名による差別投書というようなものは、相手方に意志を伝える内容としては、その論理性において、自らが無茶な理屈を言っていることを認めている訳である。

だからこそ、そのような無記名という手段をとり、後日、その内容の非論理性の追及から自己を安全に逃亡させようとするものである。

私が、衆議院議員に立候補することがマスコミ等によって世間に知らされたとき、早速「肥杓子をいくらきれいに洗っても、その肥杓子で水を汲んで飲む気にはなれない」という嫌がらせの投書が舞い込んだことがある。

人々の差別意識とか差別観念とかがいかに、執拗なものであるかが分かって貰えるであろう。このような、前近代的感覚というものは少なからず、その人の不

幸な生育歴とか、今日只今の、世間的にみて、低位な生活水準などにおけるコンプレックスがその衝動を駆り立てる。

差別事件の多くは、自らの不幸せを、被差別部落民とか、在日韓国・朝鮮人とか、女性さらには障害者を差別したりすることによって、ささやかに自己満足を求めているものであり、それ自体が、誠にあわれな姿であり、滑稽な人間模様であるということだ。

自らの生活向上にむけて、自己実現を阻むものと闘うというなら、いくら不幸せな境涯に生まれあわせたとしても、そこに限りない人間的共感呼び起こすであろう。しかし、自らの不幸せを他とみくらべてみて、自己満足し、ささやかに優越感に転化していくというのでは、何の人間的共感も呼び起こすことはできない。

そればかりか、かかる無記名による落書きとか投書の類は、自ら恥じるところが内に潜在しているからこそ、責任をとる記名ができないのである。人間としては、最も卑劣な態様だといわねばならない。

就職差別の現実をどうみる

さて、この辺りで差別の真の原因(たくらみ)とも言うべき就職差別の問題に触れることにしたい。

「同対審」答申は、「明治以後、近代化の過程に入って日本において、今日もなお、差別の現実が存在するということは、被差別部落の労働者が近代的な生産過程から疎外されたからに他ならない」という意味のことを指摘している。

近代的な生産過程というと、少しばかり学問的なにおいがしてくるが、それをごく普通の言葉で表現すると、生活をして行くために必要な収入を得られるような生産現場で働くことができない状態のまま放置されたということに他ならない。

1950年代の部落解放同盟(当時は解放委員会と呼称していた)の運動方針書の中の分析によれば、例えば大阪府堺市の耳原部落のすぐ近くには、機械、鉄工、製菓などの大きな工場が立地している。

しかし、その近代的な工場に耳原の被差別部落から働きに行っているものが殆どいないという状況であった。

そのことを当時の方針書では、「産業予備軍というよりは、産業予備軍のもう一つ予備軍的性格を持つ、慢性的、恒常的失業者群だ」という表現を使っている。

つまり、近代産業から疎外することによって、生活水準を低いものに押さえつけておいて、人々の差別意識、差別観念をいつまでも生きながらえさせようとのねらいによるものである。

「上みて暮らすな、下みて暮らせ」の社会意識が根絶しないように、適度な「栄養補給」をしようとするところにねらいがあるものと考えねばなるまい。このような意識・観念が広く社会意識として存在する限り、日本の支配者階級は、広範な労働者階級に対する労務管理は容易なものとなる。

部落差別の社会的存在意義、つまり、どうして部落差別を存在させ続けるのか、その支配階級にとってのメリットはと問えば、部落解放理論が明確に答えている。

「いかなる生産様式の時代にも、その時代の主要な生産力の担い手を搾取し、収奪するところにねらいがあった」というものである。

私の街にも、大きな企業がいくつも立地している。僅か人口五万人足らずの市

において、東京株式市場の一部に上場している会社が、一頃は、三社もあった（本社移転のため現在は二社）。つまり、就業構造において、第二次産業が、広島県内では第一位とランクされる程、企業の比率の高いところである。

しかし、その街において、被差別部落の青年たちは、1960年代の高度経済成長の時期までは、これらの近代産業の生産過程にほとんど吸収されていなかった。東京株式市場上場の大企業が差別事件を引き起こしたことを契機に徐々にその門戸が開けられるようになったという経過がある。

すでに知られているように、1970年代後半になって、いわゆる『部落地名総鑑』なるものが出まわり、大企業が就職差別のためにこれを利用した。

被差別部落の出身者かどうかを、この『部落地名総鑑』なるものを手がかりに、本採用のための身元調査をおこなったのである。私が直接、『部落地名総鑑』にかかわる糾弾をしたある大企業は、身元調査報告書のなかに、「特別人類」「特殊部落」などの記載が見られ、念の入ったものに「夜間は司法警官も一人では入れない地域」だなどと記入したものさえあった。

被差別部落出身者を特定し、これを人事採用からオミットしようという意図によるものであるが、「猫の手も借りたい」というほどの人手不足にみまわれていた当時のその企業においてさえ、こんな状況であったということに着目する必要がある。

しかし、われわれは、かかる社会的不合理を水平社以来の基本的闘争戦術である糾弾闘争なるものによって追及し、相当程度の是正をさせることに成功した。いま、大きな企業が、「部落解放基本法」制定に向けて、協力し行動していることとか、社内の人権学習を継続的に取り組んでいることは、やはり、糾弾闘争の成果の一つであると評価しなければならない。

このように見てくると、部落差別の現実はいくく日本の経済活動との関係においてとらえねばならないことに気付くであろう。

「近代産業の生産過程」から疎外されつづけるという部落の青年たちを中心とする労働力は、日本経済が世界におけるG N P、国民一人あたり第一位というところまで成長してきた今日では、1960年代、70年代より一段と巧妙に疎外されるようになってきた。

つまり、部落の労働力を単に疎外するというだけでは、日本経済の成長、発展に見合わないことになってくる。労働力不足という事態になる程、日本経済の生産力は大きなものになったというわけである。

国際競争力においても勝ち抜かねばならないと考えるのも必然となってくる。そこで、これらの疎外していた労働力の位置付けに巧妙さが増してきた。

日本経済がますます、元請け、下請け、孫請け、ひ孫請けといった構造に整備される過程と符合するのである。

このような構造のことを、経済企画庁から出されている『経済白書』は早くから、『経済の二重構造』という表現をもちいている。

二重構造どころか、三重、四重の構造であるといわねばならない。さきの広島市において開催されたアジア競技大会のための新交通システムの工事において、何十トンもの重量のある高架用鋼材が、作業中に地上に落下した事件などは、実際の施工業者は、第三次下請け（ひ孫請け）の会社であった。

下請けのところで、いくらかピンハネがおこなわれており、二次、三次の孫請け、ひ孫請けということになれば、さらに、請負金額はピンハネされていく。工事施工上の安全確保などに金をかけている余裕などないという実態である。そこに働く作業員は危険にさらされ、無権利状態のままとなる。現にトビ職のような危険な作業に未成年者が従事するというのは、労働関係法規の禁じているところであるが、この高架が落下したとき、当時16才であったトビ職に従事していた少年が、地上にふり落とされ、大怪我をした。

工事現場のすぐ下の道路に信号待ちで停車していた乗用車はセンベイのように打ちひしがれ、十数人が思いがけなく、命を奪われてしまった。

日本経済の「二重構造」といわれる搾取、収奪のしくみがもたらした惨劇であったというわけである。この16才の少年が被差別部落の出身者だということを行っているわけではない。多くは、無権利状態のまま、孫請け、ひ孫請け、ときにはひひ孫請けのところに、吸収されるのが、被差別の若い労働者だということである。

新潟県のある被差別部落のこと。戸数は百戸あまり。この十数年来、いわゆる出稼ぎ労働者として、京浜地帯に職場を求めた。すでに十人を越える若者が労働災害で死亡したり、大きい事故に遭遇し、障害者になっているという。日本経済のしくみが、いかに巧妙に、被差別部落の若い労働者を、人びとをして、差別観念を抱かせるようなものになっているかがわかるであろう。

これまで革新政党が好んで使っていた言葉であるが、大企業、独占資本という言い方はあまり耳にしなくなった。それは社会の根本的矛盾を衝こうとする迫力に欠けることになった革新政党の衰退ぶりを示すものである。

しかし、大企業、独占企業に対する呼び方が変わろうが変わるまいが、生産第一主義のために労働者は無権利状態に追い込まれる。その下層部分に、「同対審」答申が分析しているように、近代産業の生産過程から疎外され続けているものが、その時ときの経済の状況に翻弄されながら、苦しめられている。それが本質的には解消されることなく継続して存在し機能しているということである。

われわれが差別の実態から学ぶというのは、かかる本質的な差別の機能というものが、どのような格好で、われわれの目前に展開しているかということである。

さらに、この差別の実態から学ぶということ、深く掘り下げていくところに、

差別のなかで人間がどのように苦しみ、人間性にひずみをもたらされているかという側面と、これによく打ちかって、非差別の苦しみを持つが故に、すばらしい人間性の自己実現につとめているかとの、もう一つの側面を見るということである。

部落解放運動なり、これに連帯する民主団体や個人が、そこから人間のありようを確かに見定めるようになれば、巧妙な差別のしくみのギマンを衝いて、新しい歴史の局面を切り拓いていくことが可能となる。

差別意識、差別語に関して

私は、自民党の石原慎太郎代議士と差別語の問題にかかわって、「朝日新聞」の求めるところに従って対談したことがある。

彼が、衆議院予算委員会において、「めくら判」とか「つんぼ棧敷」という言葉を使わせないようにするのは、表現の自由を侵害するものであると、首相や関係閣僚に見解をただしたことが契機であった。

私は早速、衆議院法務委員会と、衆議院予算委員会分科会などで、関係閣僚の不明瞭な答弁に、そのあいまいさを衝くという形で反論をおこなった。当時の羽田首相にしても、外務大臣とか、文部大臣とかは、民主主義国家の政府閣僚という立場もあって、差別語は使わない方がよいとしながらも、表現の自由を大事にしなければならないという、どっちにでもとれる答弁をしていたのである。

「めくら判」とは無責任な決済印ということであり、いくらでも他に表現方法は、慣用されている日本語のなかに存在している。差別語を使わなければ、その意味を表現し、伝えることができないのかということである。

無責任な決済印というマイナス的評価に対して、あえて「めくら」なる障害をひきあいに出さなければならない理由はどこにあるのだろうか。このマイナス的、否定的な態様を、障害者に対する侮蔑的感情をだぶらせて表現することによって、自らの持ち合わせている差別観念をくすぐり、ささやかな優越感に浸ろうとする心境ではないのだろうか。

石原代議士の言い分は、表現の自由が大事だというものであり、彼一流の屁理屈によって、「めくら判」というとき、そこには見事に凝縮された豊富な意味、内容が含まれているという。だからこそ、日本語の中に長くこの言葉は死語とならずに生命力を持っているのだという意味のことを言っていた。

たしかに、豊富な意味、内容、つまり概念化されたものが、この言葉には含まれている。

無責任な決済印という意味にとどまらず、その否定的な価値評価というものを視覚障害者に「めくら」という蔑視感情を重ねて表現しているのだから、イメージはふくらみ、言葉の響きは複雑となる。その上、この言葉を使うものには、他

者への優越感をも満足させることになるのだから、十分すぎる程、複雑であり、これをよしとするものには、豊かな表現ということになるであろう。

だから、どう言われても、文筆家の立場から、この言葉を使うという姿勢はくずせないというのであった。

もっともらしく聞こえるこの論理も詰めていうなら、差別観念にわざわざいされているものが、差別的表現をする自由に固執しているにすぎない。おおよそ文化の前進とか、人間の尊厳とかの考えとは程遠い次元に低迷しているものであった。

「つんぼ stacked」という言葉も、また同じような性格を持ったものである。

私は石原代議士との対談において、あまり彼の差別性をなじるという態度をとらなかった。彼の知性はそうしなくても、気はずかしいという気分も、いくらか心の中にうごめいているように思えたからである。

私の主張のポイントは、「石原さんはどうしても使うというのだから、それを強制的にとめることはできないと思う。だが、私は、ものごとの状態(無責任な決済印)を指摘したり、それを分析したり、さらに批判する場合に、ことさらに障害者の苦しんでいることに思いをはせて、そのような言葉は使いたくない」という意味のことを言って反論した。

私には、そのことの方がはるかに人間的であり、人間的であるということとは、人間の豊かな感情に支えられているということであるからだ。

それは豊かな感性をもってしなければできない豊かな表現力にも、必然的につながるものだということと言外ににじませておいた。

『朝日新聞』は二日間にわたって、相当の紙面をさいて、小森・石原対談を掲載した。読者の反応は明らかに、私の方に軍配を上げていた。

表現力の豊かさを求めるなら、障害者の差別を含む言葉使いを、新たな人間味のある言葉の創造によって補うべきであり、それこそが文化の創造発展というべきである。

差別社会でつくられた差別思想と、それにもとづく差別語や差別的熟語を使わなければならないとする文筆家などは、それ自体が文化への怠慢であることに気付かねばならない。

私はそのとき、石原代議士に対して、謎めいた発言をしておいた。日本の歴史が正しく発展をしていく過程において、「めくら判」という言葉は消滅していくであろうが、「めくら」という言葉は無くならないであろうということであった。

石原代議士に、その意味が理解されたかどうかは知らない。謎めいたことを言っているというぐらいは、この人の耳にも響いたのではなからうか。

その意味するところは、言葉狩りということで、差別語などに反対している部落解放運動の関係者に対して、批判の言葉を浴びせるこの種の文筆家に、「めくら」というのは、視力をまったく失っている状態、またはその人をさす言葉であ

る。人間の世の中に、このような視覚障害者がなくなる限り、この言葉は死語とならない。

だが、われわれの努力次第で、文化の発展と共に、つまり、障害者に対する差別が次第に克服される過程において、障害者がある否定的な状態を表現するひきあいに出されるようなことは消滅していくということを言ったのである。

「めくら」に関する言葉を辞書から拾ってみた。「めくら暦」「めくら法師」「めくら捜し」つづいて「めくら縞」「めくら千人、目明き千人」「めくら滅法」、このあたりまでくると差別意識が、かなり鮮明になってくる。「めくら蛇におじず」、そして、「めくら判」などである。

以上の言葉の中で幾つかは、差別社会から人間の尊さが行きわたる社会への変ぼうをとげることになれば、消滅の運命を免れないものがあるだろう。

「めくら」「つんぼ」「おし」などの言葉は本来的には、差別語ではない。ただ、これらの言葉が、差別的響きをもって聞こえるのは、現在の世の中が、この人たちを、生産過程の中に効率を盾にとって、参加することをこばみ、そのためにこの人たちが自立、自活の道が困難な状況にされているからである。

国際障害者年のスローガンに、「完全参加と平等」というものがあつたが、あらためてかみしめてみる必要があるだろう。

「明治」以後の近代化への動きの中で、被差別部落民が主要な生産過程から、疎外されつづけていることが、いまもなお差別されつづけている要因だと「同対審」答申が分析していることと重ね合わせて考えるとき、すぐにわかるというものであろう。

仏教が差別思想に果たした役割

仏教が、どのようにして差別思想にその役割を演じたかということを見逃してはならない。基本的には、封建社会にあっても、資本主義という市場原理の社会にあっても、その時代の経済構造が、第一義的に差別政策とかかわっていることは言うまでもない。

しかし、人間というものは他の動物と違って、高度に発達した頭脳をもっている。そこに、人間のものの考えよういかんでは、逆に、これらの経済構造に働きかけ、良くも悪くも影響をもたらすことを、ある程度、可能にする力をもつ余地がある。

仏教は、支配者のあやつる経済構造の補助燃料のような役割を演じて、支配者に従順な人間をつくるという客観的任務を遂行するに及んで、仏教思想の根本理念として、「因縁果」を教えるものがある。俗にいう「善因楽果」「悪因苦果」というのがそれである。

前生において、悪いことをしたから、現在における苦しみがあるのだと説いて、客観的には、現実社会の矛盾に、ただひたすらあきらめることをもって、生涯をすごすような人間をつくり出していくというコースのことを言うのである。

私は、これまで、『業・宿業観と人間解放』とか、『業・宿業観の再生』とか「業論」にかかわる著作を世に問うている。その主張するところは、「業」とか「宿業」という仏教の教えるところを歪曲して、ひたすら前生の「因」を強調し、それがあたかもその人の前生の「因」であるかの如く説くのは、本当の仏教の教えに反しているというものである。人間にはそれぞれに、人類の歩んできた歴史というものがある。その人には、人種とか民族とかの過去の歴史を重く、その背に負っていることを忘れてはならない。

自分のいま背負っている「業」は、人類とか、人種とか、民族の歴史の中で積み重ねてきたもので、仏教ははっきり「共業」(社会的な業)という概念を打ち出しているのである。それをあたかも「不共業」(その人個人の前生の業)と歪曲すれば、社会の矛盾、人権侵害による個人の受ける苦しみなどは、すべて、「前生の業」として受容する以外にないとする結論に到達する。

ときの支配階級にとって、これ程、都合の良い論法はない。仏教者、とくに僧侶たちが、少しばかり権力者から優遇されることと引き換えに、大衆をこの論法でごまかしてきたのである。

被差別部落にとっては、この論法が一番決め手となって、差別撤廃の芽が摘まれていくのである。

「何ごとも前生の因縁としてあきらめる以外に方法はない」とする考え方が、またあやまって、弥陀の本願にすがって生きて行こうと短絡する。弥陀の誓願は、すべての衆生を救うというところにある。それにもかかわらず、救わず、あきらめさせる説法を、あたかも仏の教えであるかのように、めぐまれないものは思い込まされた。

今日でも被差別部落民の中で自分の経済力不相応な大きな仏壇を買い、これをおがんでいるのは、仏教が、支配階級の支配の道具として、位置づけられ、差別にあまんじて生きるような思想を植えつけたことを物語るものである。

浄土真宗本願寺派の本山、西本願寺に行けば、「勅使門」というのがあって、そこには大きく天皇家の紋、つまり通称「菊の御紋」というのが銀色にかがやいている。

「一切の衆生を救はずんば、正覚をとらじ」とした法蔵菩薩の誓願が、いかに無視されているかは、「菊の御紋」を本願寺にとりつけているだけでも証明されているであろう。これからの部落解放運動が、こと仏教にかかわるとき、やはり「業・宿業」の問題の徹底的解明をポイントにして、その姿勢を正さねばならない。

部落問題解決の方向は

これまで、さまざまな形で述べてきたことによって、必然的に、部落問題解決の方向は浮きぼりになったように思う。それは、どこまでも、この問題は歴史的に形成された身分階級構造に基づくものであって、自然現象として、この世の中に登場してきたものではないということである。

歴史的に形成されたものは、歴史的に消滅していく運命をもつものである、ここで重要なことは、歴史的に消滅していくということは必然的に消滅するということではあっても、自然に放置して消滅するというものではない。

そこに人間的自覚と、それにともなう人間的行動があってはじめて、歴史的に消滅するということが成り立つということだ。

その人間的自覚というものは、部落問題に対する確かな人間の認識を前提としなければならない。すでに述べてきたように、この問題は、古くから人が人を差別するという弱肉強食の人間の弱点というか、マイナスの性質を、次第に封建主義的支配構造の中で法制化し、社会的習慣の中でも定着させてきたものである。

このようなことを考えると、これを解決する歴史的必然性というものは、封建支配のからくりを破って、「人は生まれながらにして、自由であり平等である」とするフランス市民革命の精神のようなものが社会の前面におどり出てくることによる。

なぜ、フランス革命のような思想が出てくるのか。言うまでもなく、封建的生産様式は、自由主義経済(近代資本主義的生産様式)というものが成長することと敵対し、人びとの自由なる経済活動は制限されつづける、当然のことながら、それを打ち破って経済活動の自由を獲得しようとする。そういうことからすると、人間は、たゆみなく自己の保持する自由な領域を、常に拡大しようとする性質をもっていることに気付くであろう。

近代社会が、己の存立基盤として、自由を主張するものであれば、いかに過渡期における便宜的措置とはいえ、ある程度の階層にだけ、いつまでも封建的なしっこくを押しつけ、「人が人を差別する」ようなしくみを温存し、それを利用しつづけることは許されるべきものではない。

今日の行政機構、つまり政治的諸能力が、市場の原理 = 自由な経済活動を基盤とし、これに照応するいわば上層建築であるとするなら、当然にも、これらの行政的機構は、すみやかに部落問題のようないびつな、アンフェアな社会矛盾は克服の方向に動かなければならない。部落問題は、政治諸能力という言葉を使ったが、つまりは政治力によって、人為的に作り出されたものであるからに他ならない。

ただ、われわれが深く洞察しておかねばならないことは、もともと人間というものに、このような差別が持ち込まれるとこれを受け入れやすい性質があるということである。

そういう意味では、人間もまた原始野性の動物獣の性質から完全に抜け出ていないことをしっかりと分析しておかなければならない。

人間は、動物獣たちと同じ性質を共有しながら、一面では、それを克服しようとする、他の動物には見ることのできない理性と感性を持ち合わせている。長い何百万年の人類進化の過程において、培われた人間の人間たる性質の高尚なる発展の到達点であると言うこともできる。

だが、部落問題の解決は人間の弱点たる差別的扇動にあえば、すぐに乗せられてしまう立場のものと、この差別を受けることによって、悩み苦しむものとは、やはり人間的構えというものに、どうしても若干の相違が存在する。

問題解決の糸口は、差別的扇動にあって、これに乗せられるような立場のものに、差別を受けて苦しむものからの問題提起が、はげしく行われなければ、その道筋は拓けてこない。俗に言われる糾弾闘争こそ、そのきわめて原初的契機を意味するのである。

水平社以来の、われわれの闘いは、このようなことから始まり、ついには、さきにも述べた行政的機構 = 政治的諸能力が、これを解決すべきではないかと追及するところにたどりついた。

前記、1951年(昭和26年)の京都におけるオールロマンズ事件が、その道理を如実に示すことになった。『オールロマンズ』という雑誌に掲載された差別小説の内容が、典型的に行政の責任を思考せざるをえないものとなっていたからである。

ここにおいて、部落問題の解決をめぐって、差別者個人の責任から、行政機構の責任、政治の責任だとする自覚された認識が、部落解放運動に定着するようになる。

今日の「部落解放基本法」制定要求は、究極における行政責任を求めての運動であることを知っておく必要がある。

ただ、小選挙区比例代表並立制が確定した今日の段階では、それぞれの政党が、大きな政党・大きな政治ブロックに再編成しなければ生き残れないと、そぞろ浮

き足立って、部落問題などのようなマイノリティーの問題には、あれこれと理屈をつけて、取り組みの外に放置して逃げようとする。

これまでの中選挙区制の時代なら、少なくとも、社会党とか、当時の野党各党は、マイノリティーからの支持も、そんなに無視できないとして、それに組み込む姿勢が見られた。

不十分ながら、これまで同和対策関係の特別措置法が1969年から、二十数年も続いてきたのは、そのような政治的諸能力との関係において可能であったとしなければならない。

これからも、この社会が民主主義の仮面をかぶっている限り、われわれの要求実現の可能性が皆無だとあきらめることはない。ただ、単なる政治的働きかけで実現できるようなものではなく、ますます、われわれの大衆運動は、これを追い込んでいく取り組みが必要であろう。

下手をすると民主主義の仮面をはぎとられてしまうという危惧を彼らに抱かせるところまで追い込まねばならぬということである。

残念ながら、社会党をはじめとする旧野党各党も、その対象として考えねばならない程、小選挙区比例代表並立制によって、政党はそこまで姿勢がくずれていると見なければならない。だからといって、われわれの運動は、どこまでも「人類普遍の原理」を求めるものであり、それ相応の品位を持つ運動である。部落解放運動の側が、かりそめにも、幹部のシ意によって、大衆を一揆的暴動の方向に扇動して、討ち死にをするような愚行をおかしてはならない。

今日の過渡期において、特に留意しなければならないところである。

蛇足ながら述べておくが、「被爆者援護法」が131回臨時国会において、あそこまで問題となったのは、近づく「戦後五十年」を前にして、マイノリティーの主張するところを無視していこうとする政治力と、平和主義の仮面を完全にかたくり捨てえない政治力との葛藤であったと見るべきである。二大政治ブロックの党略的かけひきも、それに加わって、あのような被爆者団体の歓迎しえない内容として前面に出てきたものである。

そこへもっていくと、「部落解放基本法」制定要求は、さらに論理性を高めて、彼らをして民主主義の仮面を保持しえないというところにまで追い込んでいかななければならない。そのためには、政府のおこなった「実態調査」の中に出てきた数字的根拠に基づく差別の現実をつきつけることが大事である。さらにそれに加えて「実態調査」の対象外に放り出されている約一千ヶ所に及ぶと見られている、いわゆる未指定地区(法的に指定されていないため、全く事業のおこなわれていない部落のことをいう)の調査を追って、そこに、われわれの主張の整合性に厚みをつけることである。

残念ながら、今日の運動の状況は、その時点において、不十分さがあり、問題

の現実的解決には程遠いところでスリップしていると言わねばならない。

差別の諸現象を通して考えること

同和行政は、政府が一枚看板にしている地域の環境改善については、やはり二十数年も継続して取り組んできた甲斐があって、相当程度すすんできたことは事実である。しかしここでもはっきり言っておかねばならないことは、法律によって指定されている四千六百三部落について、そのような説明が成り立つにすぎない。しかも、部落解放運動の強弱と、行政のありよう如何によっては、指定は受けていても、殆ど事業はおこなっていないというところもあり、その事業の進捗（しんちよく）率が半分にも届いていないところもある。

そのような分析を前提にしながら、次のことを明らかにしておかねばならない。つまり、部落問題の解決は、環境改善もさることながら、一番肝心なことは、被差別部落の経済的水準の問題と深くかかわるということである。

果たして、「就職の機会均等」「職業選択の自由」などの市民的権利が、どの程度保障されているかということである。

そのためには、どうしても「教育の機会均等」が充足されなければならない。残念ながら、環境改善に主力を注ぐ今日の同和行政では、その重要なポイントについて、「同対策審議会」答申がさし示しているところとは、かなりかけ離れている。仕事の問題と教育の問題との相関性を正しく捉え、位置付けていないということと、その教育における人間形成の哲学に欠けるところがあって、進学競争体制が差別と選別を促進し、被差別部落の教育水準は、かえって相対的に低下の方向をたどっている。

この様な趨勢を裏付けるかのように、手を変え、品をかえて、さまざまな差別事件が激発している。

差別落書きや投書のことには言うに及ばず、依然として身元調査があとを絶たない。こともあろうに、弁護士とか司法書士など職務上特に認められている戸籍謄本などの請求用紙が、悪用されて、興信所のようなところ売り渡されたりもしている。

最近、天皇家の息子たちの婚礼がつづいた。その度ごとに、まるで部落解放運動をあざ笑うかのように、結婚相手の女性の方の家系図が、大々的に、マスコミ

によって発表される。

弁護士や司法書士のやったことを追及し、興信所を戒めてみても、大手を振って、天皇制は、差別を助長している。

「日の丸」「君が代」は「国旗」「国家」として定着していると、村山内閣と社会党が言い出すに及んで、一層、身分差別と闘う運動は困難な局面に立たされるようになった。

それがやはり、差別を利用し、無権利な労働力を基盤として、国際競争力に優位な立場を確保してきた日本経済との関係によるものである。いまや、そのような差別の利用にもかかわらず、経済の空洞化といわれるように工場の海外移転がおこなわれている。安い労働力をめざしての国際競争力回復を計ろうとするところまで、日本経済は肥大化し、危機的状況となっている。

国際的に人権がキーワードとなりつつある今日の世界情勢を的確につかんで、もろもろの人権運動がすすめられなければならないとされるこの時期、特に部落解放運動は、日本経済のこのような状況を、どのように、それに照応させ、相関性を論理的に深めるかということが大事である。

部落解放同盟が大きな力を発揮して、I M A D Rの国連NGO登録に成功したが、その会議はこのような観点に立って、きわめて大きいものがあるとしなければならない。

これまでの世界人権宣言の国内における教宣活動の強化といった水準にとどまっていたは、NGO登録に成功した意義は半減してしまう。

残念ながら、いま部落解放同盟は、「部落解放基本法」制定闘争においても日本の政治が、どうして政界再編をもたらそうとしているか、小選挙区比例代表並立制がそれを促進しいかに従来の革新政党の消滅をはかろうとしているか、その動きが読み切れていない。

それにもまして、「同対審議会」答申のいう「経済の二重構造」も十分に読み切れていないようだ。

1969年のこの答申から、すでに25年の歳月が経つ。あの頃から、「経済の二重構造」が、さらにどのように巧妙に、日本国民の人権を侵すものになっているか、具体的には、被差別部落民の生活の上に、いかなる形態をもっておそいかかっているかを分析してかからねばならない。

部落解放同盟は、これから、綱領の改訂作業をやるという。経済情勢、社会情勢の正しい分析なくして、部落解放運動の正しい方法論を導きだすことはできない。綱領改訂作業こそ、「部落解放基本法」制定闘争の「袋小路」を打ち破って、新たな展望を導き出す最後のチャンスであろう。

しかし、私の見たところ、「身分と階級の統一的把握」は古くさくなつたなどと大会で、幹部が答弁していることなどを考え合わせると、むしろ逆に、新たな

「袋小路」に入って、動きのつかない状態になってしまうのではないかと危惧している。

とにかく、徹底的な論議を保障し、手続き的に幹部のシ意が入らないような取り組みを期待したいところである。

さて、いよいよこの論稿も余すところスペースの余裕がなくなった。きわめて概念的なまとめになって、意を尽くせないかもしれないが、人権とは何かを最後に考えてみたい。

人権に関する定義は、さまざまな形でおこなわれているが、私は次のことに特に力を入れたい。

人間の人間たる性質は、人類の進化の過程を考えてみても、他の動物の進化に比べてそのスピードの速さにおどろくであろう。

百万年か八十万年前のシナントロプスペキネンシスの時代と、今日の人類は、その姿、かたちにおいても、素晴らしい進化のあとを見せている。だが、もっとすばらしいことは人類はスペースシャトルで大気圏外に飛び出し、宇宙を遊泳するところまで発展してきた。

米ソ両国とも、月にロケットを打ち込んで、もう相当の月日が経つ。

限りなく、人間は進歩している。たゆみなく人類は自己表現をはかる動物だからである。人権と言え、自由、平等という言葉が頭に浮かぶであろう。それはもちろん、正当なことである。

だが、人間はフランス革命によって、自由を主張した。その結果、自由が「富の蓄積」を一方向的なものにして、国内における多くの貧乏という不自由を生むことになった。国内において、社会的調整がおこなわれ、社会保障のような制度も、ある程度すすんだとみているひまもなく、地球規模のところ目に向けてみると、さらに歴然たる「南北問題」なるものがあつた。

いま地球上には一日1300カロリーの食料に恵まれない人が、五億人も六億人もいる。

このように考えてくると、人権とは、いかなる美辞麗句をならべてみても、いくら経済、貿易などに自由化、自由化と叫んでみても、人びとの、国民の、人権の自己表現を阻んでいないかというところに目を向けなければならない。

人権を守るということは、この自己実現を全うできる条件が整えられているかどうかではなかろうか。

ここまできて、その条件確立のために闘う主体的力量ということが問われることは勿論である。話は少しばかり飛躍するようになるが、部落問題で言う「寝た子を起こすな」のひっこみ思案では、この問題がマイノリティーの問題であるだけに、世間にも、政治の舞台にも、声は届かない。

いわんや、部落解放問題は解決に近いと言いふらし、いまさら同和行政など必

要ではないという「融合論」になってくると、自己実現のための主体の構築を阻むことになる。

このような考え方が、世に「差別キャンペーン」の部類に入れられて批判されるのは、そのような考えに基づくとしなければならない。

このような観点から、私はつづいて、少数民族、障害者の問題、外国人労働者の問題、さらには女性差別についても、論理的一貫性をもって、分析し取り組みたいと思っている。